

防府市公聴会設置及び運営に関する要綱

平成25年3月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市参画及び協働の推進に関する条例（平成24年防府市条例第31号。以下「条例」という。）第11条第1項の定めに基づいて実施する参画の手法のうち、同条例第10条第1項第4号で定める公聴会の設置及び運営に関し必要な事項を定め、市民等の市政への積極的で幅広い参画の機会を確保し、市民等の参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例とする。

(公聴会の開催)

第3条 市長等は、条例第9条第1項各号に該当する参画の対象について、公聴会を開催しようとするときは、この要綱の定めにより行うものとする。ただし、他の法令等の規定により、公聴会の設置及び運営について定めがある場合は、この限りでない。

2 市長等は公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の1月前までに、その日時、場所、公聴会において意見を聴こうとする政策等の案その他公聴会の開催に必要な事項を公表するものとする。

(公述の申出)

第4条 公聴会に出席して意見を述べようとするものは、市長等が定める期日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び職業を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の定めにより、意見を述べようとすることができるものは、市民等又は公聴会において意見を聴こうとする政策等に関して利害関係のあるものとする。

(公聴会の中止)

第5条 市長等は、提出期日までに、前条に定める公述の申出がなかつ

たときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとする。

(公述人の選定)

第6条 市長等は、第4条の規定により書面を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。

2 市長等は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を制限することができる。

3 第一項の規定による公述人の選定又は前項の規定による公述時間の制限は、公平かつ適正に行わなければならない。

4 市長等は、第一項の規定により公述人の選定をし、又は第二項の規定により公述時間の制限をしたときは、理由を付してその旨を本人に通知するものとする。

(参考人の招致)

第7条 市長等は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員等を参考人として招致することができる。

(傍聴人)

第8条 公聴会を傍聴しようとする者は、公聴会の会場において、住所、氏名を受付簿に記入し、傍聴するものとする。

(公聴会の運営)

第9条 公聴会は、市長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。

3 公述人は、第4条の規定により市長に提出した書面の内容の範囲を超えて発言してはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 議長は、公述人の発言が第6条第2項の規定による制限に違反したとき、又は前項の規定に違反したときは、その者の発言を制止し、又は禁止することができる。

5 議長は、公述人及び参考人に質問をすることができる。

- 6 参考人は、議長の許可を得て、公述人に質問をすることができる。
- 7 公述人は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。
- 8 前項の規定により代理人に意見を述べさせようとする公述人は、あらかじめ、委任状を市長に提出しなければならない。

(公聴会の秩序維持)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録の作成)

第11条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市長等に提出するものとする。

- (1) 政策等の案の内容
- (2) 公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容
- (6) その他必要な事項

2 市長等は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。